

「金融所得課税の一体化」への取組み

1. 課税方式の均衡化

(1) 公社債・公社債投資信託の譲渡益

非課税（譲渡損失はないものとみなす）→20%申告分離課税

（※支払調書発行まで含めた発行者・金融機関のシステム構築）

(2) 上場株式（大口以外）の配当・公募株投の収益分配金

原則総合課税→20%申告分離課税

（※負債利子控除・配当控除の取扱い）

(3) 利子所得

20%源泉分離課税→（損益通算を適用しようとする者について）20%申告分離課税

（※支払調書制度の整備）

(4) 外貨預金の為替差益

総合課税（雑所得）→20%申告分離課税

（※支払調書（預入時・払出し時の為替レートを明示）制度の整備）

(5) 金融所得類似の保険収益

一時所得・雑所得→20%申告分離課税

2. 損益通算

(1) 金融番号

(イメージ)

- ①納税者の申請に応じ、税務当局が付番
- ②取引時の本人確認（納税者が金融機関等に対して番号を告知）
- ③金融機関等から税務当局に対し、番号記載の情報資料を提出
- ④納税者が申告書（番号記載）を提出
- ⑤税務当局により、情報資料（③）と申告書（④）の内容をマッチング
- ⑥個人情報保護制度について検討

(2) 限度額

損益通算の限度額を年間〇万円に設定